

2026年3月31日より  
制度を改正して運用開始

# 「火災注意報」 「火災警報」

※林野火災を含む

**火災注意報** 発令時は、消火準備やその場を離れないなど、  
火の取扱いに十分注意してください

**火災警報** 発令時は、屋外での火の使用が制限されます

＞ 詳しくは裏面を確認してください

火の使用制限となる行為の例



城陽市消防本部  
JOYO FIRE DEPARTMENT



# 火災注意報・火災警報の発令のしくみ

## 火災注意報

**発令条件：**「乾燥注意報4日連続」



朝 5:00 の時点の乾燥注意報の発表状況で連続日数を判断し、発令します。

**4日連続**

**有効期間** 翌朝 5:00 まで

発令の翌朝 5:00 に乾燥注意報が発表されていなければ、火災注意報は解除になります。

**連続性の判断**

翌朝 5:00 時点で乾燥注意報が発表されていれば火災注意報は継続になります。

## 火災警報

**発令条件：**「乾燥注意報 5日連続」+「強風注意報」



乾燥と強風、両方の注意報が発表されている場合に発令します。

**5日連続**      **強風注意報**

**解除の要件**




乾燥注意報または強風注意報のいずれかが解除されると、連動して解除します。

**解除後の措置**

火災警報解除後も、火災注意報は継続します。

# 火の使用制限・注意事項

## 火災注意報

- 火を使用する場所の近くに燃えやすい物を置かないこと
- 火を使用しているときは、その場を離れないこと
- 十分な消火準備を行うこと
- 確実に消火すること など



火を使用する際の注意事項

罰則

なし

## 火災警報

- 山林、原野で火入れをしないこと
- 花火（玩具用花火を含む）をしないこと
- 屋外で火遊び又はたき火を行わないこと
- 屋外では、燃えやすい物の近くで喫煙をしないこと
- 残火（たばこの吸い殻を含む）、取灰又は火の粉を確実に消火し、始末すること



火の使用制限

罰則

30万円以下の罰金又は拘留【消防法第44条第18号】

## たき火にご注意を！！

たき火（焼却行為）は原則禁止されています。

### ■消防本部への届出について

たき火等、火災とまぎらわしい煙を発生する行為をする場合は、実施する日の前日までに消防本部への届出が必要です。

ただし、消防本部は届出により、たき火（焼却行為）を許可しているわけではありません！

お問い合わせは城陽市消防本部 予防課まで 0774-54-0115

発令状況は「安心・安全メール及び城陽市公式LINE」で受信できます！



安心・安全メール登録用



市公式LINE登録用  
右下の「受信設定」→  
「受信する情報」→「防  
災・防犯情報（安心・安  
全メール）をチェック」